

【りそなマーチャントバンクアジア】

「シンガポールの職場閉鎖延長が決定 政府は経済支援策を強化」

4月21日、シンガポール政府は、新型コロナウイルス(Covid-19)の感染拡大予防を強化するため、職場や学校を閉鎖する「サーキットブレーカー(遮断措置)」の実施期間を当初予定の4週間(5月4日まで)から、8週間(6月1日まで)に延長すると発表した。延長に伴い、企業や労働者への一連の支援策も強化され、S\$38億(約2,869億円)を追加拠出する。主な強化した支援策内容は下記の通り。

1) 従業員賃金の75%助成は5月も継続

4月6日発表した経済支援策の第3弾では、4月にシンガポール国民または永住権取得者(PR)を対象に、一人当たりS\$4,600(約35万円)を上限として月収の75%、最大S\$3,450(約26万円)を助成すると発表していた。これを5月も継続する。5月分の助成金は同月末までに支給する。

支給時期および対象賃金月：

支給時期	食品・サービス部門	その他の産業 (航空・観光部門を除く)
2020年4月	+2019年10月分賃金の75% +2019年11月分賃金の50% +2019年12月分賃金の50% 支給額でみると、一人当たり最高S\$8,050	+2019年10月分賃金の75% +2019年11月分賃金の25% +2019年12月分賃金の25% 支給額でみると、一人当たり最高S\$5,750
2020年5月	+2019年11月分賃金の75% 支給額でみると、一人当たり最高S\$3,450	+2019年11月分賃金の75% 支給額でみると、一人当たり最高S\$3,450
2020年7月	+2020年2月分賃金の50% +2020年3月分賃金の50% +2020年4月分賃金の75% - 2019年10月分の25%(2020年4月に前払したため) 支給額でみると、一人当たり最高S\$6,900	+2020年2月分賃金の25% +2020年3月分賃金の25% +2020年4月分賃金の75% - 2019年10月分の50%(2020年4月に前払したため) 支給額でみると、一人当たり最高S\$3,450
2020年10月	+2020年5月分賃金の75% - 2019年11月分の75% (2020年5月に前払したため) +2020年6月分賃金の50% +2020年7月分賃金の50% 支給額でみると、一人当たり最高S\$4,600	+2020年5月分賃金の75% - 2019年11月分の75% (2020年5月に前払したため) +2020年6月分賃金の25% +2020年7月分賃金の25% 支給額でみると、一人当たり最高S\$2,300

*1 助成対象賃金の上限額はS\$4,600となる。

*2 航空・観光部門の助成率は、既に毎月が75%に設定している。

2) 外国人労働者の雇用税は5月も減免

単純労働者向けのワークパーミット(WP)と中技能向けの熟練労働者を対象としたSパスを保有する外国人を雇用する企業には、4~5月分の外国人労働者雇用税(Levy)を免除する。また、今年に入り納付された外国人労働者雇用税については、4~5月に1人当たり月S\$750(約5万4,325円)を還付する。外国人労働者雇用税は、新規外国人採用権(MYE)や出身国、技能レベルによって月当たりS\$300~S\$950(約2万2,650円~7万1,725円)と定められている。

以上

【出所：Press Release “Government to Continue Support Measures to Protect Livelihoods and Stabilise Businesses During Extended Circuit Breaker Period”, Ministry of Finance】

照会先：国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907